

一律排水基準

昭和46年総理府令第35号別表第二 より抜粋
改正 令和6年3月環告11（令和7年4月1日施行）

その他の項目

項目		許容限度	項目		許容限度
1	水素イオン濃度（pH）	海域以外 5.8以上8.6以下 海域 5.0以上9.0以下	9	亜鉛含有量	2mg/L
2	生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L （日間平均 120mg/L）	10	溶解性鉄含有量	10mg/L
3	化学的酸素要求量（COD）	160mg/L （日間平均 120mg/L）	11	溶解性マンガン含有量	10mg/L
4	浮遊物質（SS）	200mg/L （日間平均 150mg/L）	12	クロム含有量	2mg/L
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5mg/L	13	大腸菌数	日間平均 800CFU/mL
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	30mg/L	14	窒素含有量	120mg/L （日間平均 60mg/L）
7	フェノール類含有量	5mg/L	15	燐含有量	16mg/L （日間平均 8mg/L）
8	銅含有量	3mg/L			

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。